

「氾濫が発生したもよう」情報の発信について

資料6

- 令和元年東日本台風(台風19号)において、堤防決壊等の現地確認ができないこと等による氾濫発生情報の出し遅れや出し忘れが発生

- 地域住民に迅速に氾濫情報を伝えるため
 - ① 住民からの連絡やSNS等により決壊・越水の発生情報を入手
 - ② 監視カメラ・水位計を設置しておらず(故障も含む)現地確認ができない
 - ③ 更に水防団等による直接的な現地確認もできない
 - ④ 近傍の監視カメラ・水位計等による流況(急激な水位低下等)から、決壊・越水の可能性を認めた場合

「氾濫が発生したもよう」情報を発信

【留意点】

1. 「もよう情報」は、水防法(10条第2項)に基づく「氾濫発生情報」ではなく、事務所からの「任意情報」として発信(中部地整独自の取り組み)
2. 「もよう情報」は、洪水予警報の連絡先へのFAX等、SNS、ホームページを活用して地域住民へも発信
『●●川で氾濫が発生したもよう(〇〇市〇〇地区付近において(堤防決壊による)氾濫が発生したもよう)。 現在、状況を確認中。
各自安全確保を図るなど、命を守る行動をとってください。』
3. 洪水予警報の連絡先をあらかじめメールやFAXをグループ登録。一度に発信。
4. なお、**氾濫等の事実確認ができれば、すみやかに水防法に基づく「氾濫発生情報」を発信**

■「氾濫発生もよう」情報の発信文案



〇〇川で、(堤防決壊による)氾濫が発生したもよう

1. 内容

〇〇水系〇〇川の●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生したとの情報が〇〇時頃寄せられ、また、周辺の水位計等においても、河川水位の異常な変動(急激な水位低下等)が確認されたため、氾濫が発生した可能性があります。現在、事実確認中です。

※本情報は、水防法(10条第2項)に基づく「氾濫発生情報」ではありません。

堤防決壊等の事実確認ができましたら、水防法に基づく氾濫発生情報の発信、及びプッシュ配信を実施します。

2. 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 〇〇河川事務所

副所長(河川) △△ △△

〇〇課 ▲▲ ▲▲

TEL:052-□□□-□□□□